# 自治体間連携のあり方研究会とりまとめ 概要

## I 前提となる現状認識

#### 人口減少

▶ 50年後には、76市町村で人口が8割以下になると見込まれる。

#### 広域連携に関する国の動き

- ▶ 国の制度の方向性は、時代の変化に対応して、「広域市町村圏」(S44~)から「市町村合併(平成の合併)」(H11~)、「広域連携」(H21~)に移行
- ▶ 地方自治法の改正により「連携協約」や「事務の代替執行」といった新たな広域連携の制度が創設されたほか、連携中枢都市圏や定住自立圏の取組に対する財政支援措置が創設・拡充

# Ⅱ 長野県の広域連携の現状

- ▶ 県内には、広域連合が広域市町村圏ごとに10設置(市町村はいずれかの広域連合の構成団体となっている)され、介護認定審査、消防、ごみ処理など多くの事務を処理している。
- ▶ 連携中枢都市圏は、長野地域で形成。定住自立圏は、6圏域で形成し、医療(休日夜間診療所運営等)、福祉(病児・病後児保育等)、地域公共交通(バスの運営等)などに取り組んでいる。
- ▶ 大北地域では定住自立圏等によらない新たな広域連携の仕組み(北アルプス連携自立圏)を形成している。

# 県内の連携中枢都市圏・定住自立圏等の形成状況

※実線:圏域形成済、破線:検討中

# 北アルプス連携自立圏

(1市1町3村)

中心市:大町市

協約締結:H28.3.29

### 松本地域

松本市において、連携中枢都市 圏の前提となる「中核市」への 移行を検討中

### 伊那地域定住自立圏

(1市1町1村) 中心市:伊那市 協定締結:H28.1.7

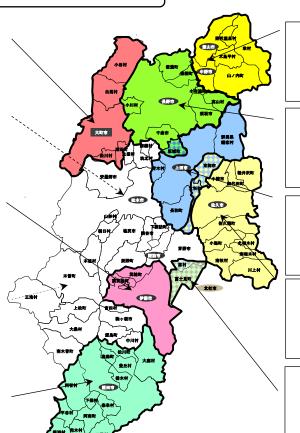
#### 木曽地域

「中心市」要件を満たす都市が ない。

## 南信州定住自立圏

(1市3町10村) 中心市:飯田市

協定締結: H21.7.14



## 北信地域定住自立圏

(2市1町3村)

中心市:中野市・飯山市

協定締結: H24.12.13

### 長野地域連携中枢都市圏

(3市4町2村)

連携中枢都市:長野市

協約締結: H28.3.29

### 上田地域定住自立圏

(2市3町2村)

中心市:上田市

協定締結: H23.7.27

#### 佐久地域定住自立圏

(3市5町4村)

中心市:佐久市

## 協定締結: H24.1.12

**八ヶ岳定住自立圏** (1市1町1村)

中心市: 北杜市 協定締結: H27.7.1

# Ⅲ 自治体間連携のあり方

#### 市町村の事務執行において活用可能な自治体間連携の制度・仕組み等

▶ 市町村の事務執行に当たっては、業務の内容等により、次の5つの制度・仕組み等を活用可能

区分	1	2	3	4	5
形態		水平補完 (市町村間)		垂直補完 (県・市町村間)	市町村単独
制度・仕組み等	連携中枢都市圏、 定住自立圏	広域連合、 一部事務組合	事務の委託、 事務の代替執行、 機関の共同設置等	事務の委託、 事務の代替執行、 機関の共同設置等	(小規模町村な どに対して県が 個別支援)
県内での事例	南信州定住自立圏 佐久地域定住自立 圏 等	上田地域広域連合 長野県後期高齢者 医療広域連合 等	公平委員会、 住民票写し等の交 付事務 等	事例なし	(行財政運営サポート、職員派遣)

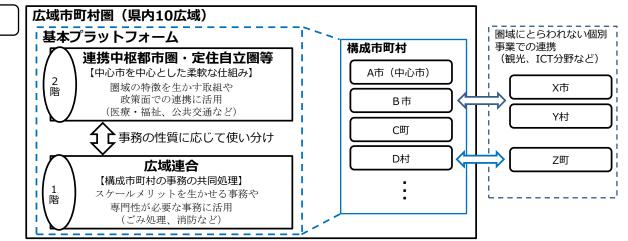
### 自治体間連携に関する基本的な考え方

- ▶ 市町村の行政体制については、合併、広域連携等様々な選択肢の中から市町村が最も適した仕組み (取組)を自ら選択することが原則
- ▶ とりわけ人口減少社会において、地域の人々の暮らしを支える行政サービスを持続的かつ効果的に 提供していくためには、各市町村業務の効率化に加え、定住自立圏等の取組や広域連合による共同 処理などの自治体間の連携をより一層推進することが有効
- ▶ 県は、市町村の選択を尊重しつつ、地域の実情や国による支援の状況等を踏まえながら、必要な助言や支援を実施

### 市町村間連携のフレーム(枠組み)

- ▶ 連携の相手方は、業務の内容に応じて選択されるべきであるが、地理的な繋がりから生活圏が近い 広域市町村圏を基本単位(基本プラットフォーム)として検討
- ▶ 基本プラットフォームは、すべての圏域で広域連合が設置されている長野県の特性を生かし事務の 共同処理を行う広域連合を1階、定住自立圏等中心市を中心とした柔軟な仕組みを2階とする2層 構造として、地域の実情や事務の性質に応じて使い分け
- ▶ 一方で、鉄道沿線市町村の連携や情報通信分野での連携など、業務の内容に応じて広域市町村圏に とらわれない連携も考えられる。





#### 自治体間連携推進のための方策

- ◆ 連携中枢都市圏や定住自立圏(以下「連携中枢都市圏等」)の対象となる地域については、圏域の 形成及び取組の強化・充実の両面において、連携市町村の理解と協力の下、連携中枢都市や定住自 立圏の中心市が圏域全体をけん引。県は、関係市町村からの求めに応じて、圏域の形成に当たって の検討の場づくりや先進事例の情報提供など必要な支援を実施
- ◆連携中枢都市圏等の対象とならない地域においては、広域連合を補完する仕組み(取組)として、 一定の圏域単位での柔軟な連携を更に推進することが必要。県は、関係市町村からの求めに応じて、 圏域の形成及び取組の強化・充実の両面において積極的に関与

#### 県において更なる検討が必要な課題

◆ 市町村間の連携は地域課題の解決に一定の効果を発揮する一方で、圏域の人口や規模、連携する市町村の事務処理体制の状況により、市町村間の連携だけでは対応できない課題もあることが想定 その場合の県による補完の必要性を含む地域課題への対応のあり方については、市町村からの要望や県の現地機関の見直しの議論を踏まえ、県において引き続き検討